

# 経営者を中心に作られた新しい「会計」が動き出す

中小企業の経営に役立つ「会計」が間もなく誕生する。

果たして、新しい会計ルールは、税理士業界にどんな影響を及ぼすのか——。

「中小企業の会計に関する検討会」の「ワーキンググループ」委員に任命された櫻庭周平公認会計士・税理士は、今後、さまざまな変化が生じると指摘する。

——中小企業の会計に関する議論は10年ほど前から行われています。今回、ワーキンググループに参加してみて、議論の方向性などに変化は感じますか。

昨年2月に中小企業庁が「中小企業の会計に関する研究会」、同年3月に日本商工会議所や日本税理士会連合会など民間団体が「非上場会社の会計基準に関する懇談会」を設置し、それぞれ報告書をまとめました。その中身ですが、いずれも中小企業の実態を踏まえた新しい会計指針、新しい会計処理の必要性を指摘しています。

それを受けて、今年2月に「中小企業の会計に関する検討会」、その下に「ワーキンググループ」が設置されたわけですが、実際に参加してみて10年前とは議論の方向性が大きく変わったと肌で感じています。特に、これまでの会計というのは、金融機関や取引先の信用を獲得するために必要な情報を提供する「利害関係者と繋がる会計」を一番に考えられてきました。そして、二番目として「経営者に役立つ会計」を目指してきたわけです。しかし、昨年からはこれが逆転し、経営者が理解できて、自社の経営状況を適切に把握できる「経営者に役立つ会計」が、最も重要な論点として位置づけられました。これは非常に大きいと思います。

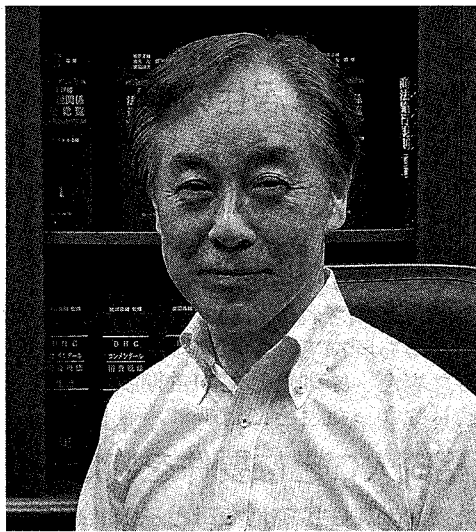
——なぜ、中小企業の会計は現場に浸透してこなかったのでしょうか。

研究会の報告書を見ると、中小企業の会計について経営者から「難しい」「理解しにくい」などの指摘があったと記載されています。私自身もそういった声を耳にすることがありました。そのため、ワーキンググループの委員の方々も、その当たりを非常に意識しながら検討されていますね。「これでは文章が長すぎる」「この表現なら経営者も理解できる」など、中小企業の実務を念頭に置きながら会社法との調整を行っています。しかも、新しい会計を模索するだけでなく、中小企業に対する普及方法や活用策についても検討しています。これは、今までにない取り組みではないでしょうか。

——検討会のメンバーを見ると、経営者団体の方が多いように感じます。

検討会は11人の委員で構成されていますが、このうち5人が経営者団体を代表して参加しています。経営者が中心となって会計のルールを決める。これも大きな変化だと思います。新しい会計にも細かい部分や理論的な部分が出てきますが、大きな方向性として、実務で使ってもらえる可能性が広がったと思います。検討会には、税理士会や公認会計士協会の代表者が入っていませんので、そういった点からも「経営者」を主軸に置いていることが分かります。

## 金融庁が普及策を議論／金融機関の融資も変わる!?



櫻庭周平(さくらば・しゅうへい)  
公認会計士・税理士

監査法人勤務を経て、上場準備企業の上場プロジェクト責任者などを務める。上場後は役員として社長室長・業革責任者などに従事。平成9年5月、櫻庭公認会計士事務所を設立。現在の公職は、司法委員(東京地方裁判所)、NPO法人会計参与支援センター理事長、中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ委員(中小企業庁・金融庁)、中小企業政策審議会・企画部会委員(中小企業庁)など。

——中小企業庁と金融庁の共同事務局という点も珍しいですね。

私見ですが、金融機関を指導監督する金融庁が事務局となり、新しい会計の普及方法や活用策と一緒に議論していることは、今後、中小企業にとって大きな影響を及ぼすのではないかと捉えています。金融庁の指導の下、全国の金融機関に新しい会計が浸透していく可能性も十分考えられます。中小企業向けの金融検査マニュアルが見直される可能性もあるでしょう。これは、中小企業の資金繰りを支援する会計人も注視しておくべき点だと思います。日本税理士会連合会が作成したチェックリストも、今後の動きによっては見直されるかもしれません。いずれにしても、新しい会計が誕生すれば、多くの場で議論する必要性が出てくるのではないのでしょうか。

——新しい会計基準が誕生した場合、税理士にはどのような影響が生じてくるのでしょうか。

税務申告には「決算」が必要となりますので、税理士業務というのは「税務」と「会計」が必然的にワンセットになっていると考えられます。今回、いろいろと議論されているのは「会計」の部分だけです。そして、この「会計」は「税務」と違って独占業務ではありません。つまり、税理士以外にも多くの専門家や精通者が関わることができるわけです。たとえば、中小企業診断士、商工会議所の指導員、金融機関の出身者、若手の公認会計士や弁護士などが、中小企業を相手に「経営に役立つ会計」のサポートに乗り出すことも考えられます。これも私見で

すが、新しい会計について、税理士業界のスタンスなどを内々で話し合っている段階ではないと思います。もちろん、「税務」の部分は従来どおり税理士の仕事ですが、「会計」の支援については別の専門家に依頼することも十分起こり得ると思います。

——今回の検討会には、経営者団体も多く参加しています。新しい会計が誕生した場合、経営者向けの勉強会などが各地で開催されるのでしょうか。

日本商工会議所や全国商工会連合会も、新しい会計の普及について議論していますので、その可能性は大きいといえます。中小企業庁でも予算を取っていますので、全国の経済産業局でも同様の研修会や勉強会が開催されるかもしれません。もちろん、その勉強だけでは不十分だと思いますので、その時こそ、「経営に役立つ会計」をサポートできる専門家が求められてくるわけです。

——「経営に役立つ会計」を望んでいる経営者は多いと思いますか。

相当数に上ると思います。実際、中小企業庁は「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」を実施していますが、この中で「会計専門家に対して企業が求めるサービス」として、税理士の本業ともいえる「決算書の作成」は2割にも届いていません。逆に、6割の経営者が決算書の分析、それにとまなう経営指導やアドバイスを求めています。すなわち、税理士業務においてワンセットだった「会計」は、税務申告に必要であっても、経営者のニーズには応えていないわけです。また、顧問先の決算書の数字を見て、理想の数字と比較したり、良好の企業と比べても意味がありません。経営者は「どうすれば改善するのか」という具体的な方法を求めているのです。

——今回の新しい会計について、ビジネスチャンスと捉える税理士もいるのでしょうか。

税理士の中には、顧客開拓の戦略に長けている方もいます。もしかすると、そのような方々は新しい会計を税理士事務所のビジネスに融合させてくるかもしれません。大企業に適用するような複雑な会計ではないこと。税理士以外の無資格者でもサポートできること。こうした点を組み合わせ、新しいビジネスを構築する動きが出てくるかもしれませんね。個人的には、今回の会計ルールの誕生を機に、税理士業界全体で「経営に役立つ会計」と向き合い、経営者のニーズに応えていくべきだと思います。その結果、「税務」と「会計」をワンセットとする税理士業務のビジネスモデルが、これまで以上に揺らぎないものになっていくのではないのでしょうか。

## 独占業務の範囲外／そのとき税理士は……